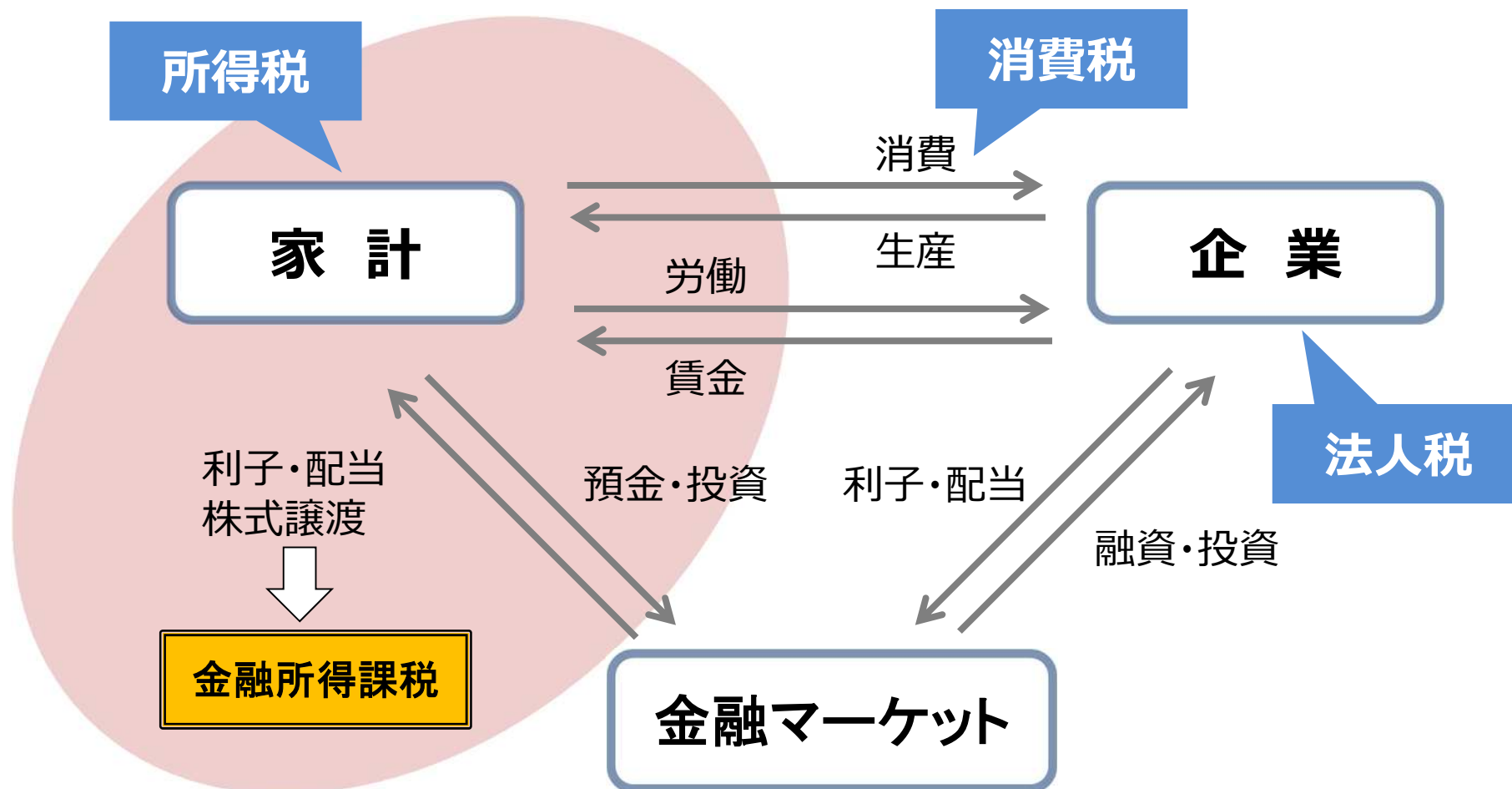


資料

(金融所得課税の一体化)

1. 金融所得課税について

金融所得課税とは



我が国の所得税法における所得分類と課税方式

所得分類	内 容	課税方式
給与所得	給料、賃金、ボーナスなどの所得	総合課税 ※1 ただし、土地の譲渡所得や株式等の譲渡所得は 分離課税
事業所得	商工業、農業など事業をしている場合の所得	
不動産所得	土地、建物などを貸している場合の所得	
譲渡所得※1	資産を売った場合の所得	
配当所得※2	株式、出資の配当などの所得	
一時所得	クイズの賞金、生命保険契約の満期返戻金など、一時的な所得	※2 上場株式の配当所得は 分離課税との選択制
雑所得	恩給、年金などの所得や、他の所得分類に当てはまらない所得	
利子所得	預貯金、国債などの利子の所得	分離課税
退職所得	退職手当、一時恩給などの所得	分離課税
山林所得	山林の立木などを売った場合の所得	分離課税

金融所得課税の経緯①

昭和22年 所得税法の全面改正

- ・ 有価証券移転税を廃止
- ・ 株式等の譲渡所得を課税対象とする（譲渡所得の50%を控除した上で課税）

昭和24年 シャウプ勧告

「この勧告では、譲渡所得は全額課税所得に算入され、また、譲渡損失は全額控除されるのである。譲渡所得を全額課税し、譲渡損失を全額控除するのでなければ、近代的累進所得税を有効なものとすることはできない。」

⇒ 昭和25年の税制改正で、譲渡所得の全額課税と譲渡損失の全額控除が実現

昭和28年 税制改正

- ・ 株式等の譲渡所得に対する課税を廃止
- ・ 有価証券取引税を新設

昭和63年度税制改正

- ・ 株式等の譲渡所得に分離課税制度を導入（申告分離課税又は源泉分離みなし譲渡益課税）

平成11年度税制改正

- ・ 有価証券取引税を廃止
- ・ 株式等の譲渡所得の分離課税制度を申告分離課税へ一本化

金融所得課税の経緯②

平成14年度税制改正

- ・ 特定口座制度（申告不要制度）の導入
- ・ 上場株式等に係る軽減税率の導入。（本則税率20%を10%に軽減）

平成20年度税制改正

- ・ 金融商品間の**損益通算範囲の拡大**（上場株式等の配当と譲渡所得の通算）

平成25年度税制改正

- ・ 上場株式等に係る軽減税率の廃止（H25年12月末）
- ・ 金融商品間の**損益通算範囲の拡大**（公社債等の利子と譲渡所得）→H28年から実施
- ・ NISA（少額投資非課税制度）の導入→H26年から実施

平成27年度税制改正

- ・ ジュニアNISAの導入→H28年から実施

平成29年度税制改正

- ・ つみたてNISAの導入→H30年から実施



損益通算範囲の拡大については、平成25年度税制改正において公社債等の利子等にまで拡大された後、「**長期検討事項**」となっている。

金融所得課税をめぐる主な論点

○ キャピタルゲインの実現原則

- ・ キャピタルゲインは、所得が実現した時点においてはじめて課税。
- ・ 納税者が任意に課税のタイミングを操作。→このタイミングを逃すと課税できない

○ 事業所得と配当所得

- ・ オーナー企業（法人）からのオーナーが受ける配当所得は、個人の事業所得と類似。
- ・ 配当所得を分離課税とすると、事業所得の租税回避。→未上場株式の配当等は総合課税

○ 配当の二重課税調整

- ・ 配当所得は、法人段階で課税（法人税）後、受け取る個人段階でも課税（所得税）。
- ・ この法人・個人段階での二重課税をどう調整すべきか。→配当控除制度で調整

○ リスク性資産に対する課税の中立性

- ・ 株式 $\left[\begin{array}{l} \text{収益100 (確率1/2)} \\ \text{▲80 (確率1/2)} \end{array} \right.$ 期待リターン = 10※ $100 \times 20\% \text{ (税率)} = 20 \text{ (税金)}$
 - ・ 預金 収益10 (確率100%) 期待リターン = 10 $10 \times 20\% \text{ (税率)} = 2 \text{ (税金)}$
- 損益通算を拡大することが必要 $100 \times 20\% \times 1/2 + \text{▲}80 \times 20\% \times 1/2 = 2$
- ※ 株式の期待リターン： $100 \times 1/2 + \text{▲}80 \times 1/2 = 10$

金融所得課税の一体化とその意義

金融所得課税の一体化とは、金融商品の課税について他の所得と区分したうえで、課税所得の計算上、所得と損失とを合算（相殺）することを認めることで、金融商品間の**課税の公平性・中立性**を図り、投資家にとって**簡素で分かりやすい税制**の実現を目指すことをいう。

【金融所得課税の一体化の意義（税負担の3原則から）】

①公平性

多様な金融商品を同じ税制の取扱いとすることで、金融商品間で水平的な公平性が確保される。

②中立性

金融商品には、リスク性商品（例：株式）と無リスク性商品（例：預貯金）があり、仮に、両商品に対する期待リターンが同じであって、リスク性商品の損失は税務上考慮されない一方で、所得には課税される場合、**リスク性商品**の税引後の**期待リターン**は、**無リスク性商品に比べて必ず不利な結果**となり、リスク性商品と無リスク性商品との間で租税の中立性が確保されていないこととなる。

③簡索性

簡素で分かりやすい税制を整備することで、投資家の申告等に要する負担、税務当局における行政運営コスト、金融機関における事務負担を低下させることができる。

金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大)

〔金融庁主担、農林水産省・経済産業省が共同要望〕

【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、2016年1月より、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。
- しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められておらず、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備は道半ば。

【大綱の概要（検討事項）】

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、総合取引所における個人投資家の取引状況等も踏まえつつ、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、**時価評価課税**の有効性や課題を始めとして多様なスキームによる意図的な**租税回避行為を防止**するための実効性ある具体的方策を含め、関係者の理解を得つつ、**早期に検討**する。

【金融商品に係る課税方式】

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・公募公社債投信	2016年1月～ 源泉分離→申告分離	2016年1月～ 非課税→申告分離
デリバティブ取引	申告分離	
預貯金等	源泉分離	—

現在、損益通算が認められている範囲

(参考) 個人投資家の株式投資等に係る税制の国際比較

日本 (平成31年3月末時点)

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離課税 (15.315%) (注1)	申告分離課税 (15.315%)
特定公社債・公募公社債 投信	申告分離課税 (15.315%)	申告分離課税 (15.315%)
デリバティブ取引	申告分離課税(15.315%)	

※ 上場株式等、先物取引等の損失については、それぞれの範囲内で**3年間**の損失繰越可能

イギリス

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
株式・株式投信	段階的課税 (0%, 7.5%, 32.5%, 38.1%)	段階的課税 (10%, 20%)
債券・公社債投信	段階的課税 (0%, 20%, 40%, 45%)	非課税
デリバティブ取引	申告分離課税(10%, 20%)	

※ 譲渡所得(株式・土地等)の範囲内で**無期限**に損失繰越可能

ドイツ

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
株式・株式投信	分離課税(申告不要) (25%) (注5)	分離課税(申告不要) (25%) (注5,6)
債券・公社債投信	分離課税(申告不要) (25%) (注5)	分離課税(申告不要) (25%) (注5)
デリバティブ取引	分離課税(申告不要)(25%) (注5,6)	

※ 金融所得の範囲内で**無期限**の損失繰越可

アメリカ

(網掛け部分が損益通算の対象)

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
株式・株式投信	段階的課税 (0%, 15%, 20%)	長期: 段階的課税 (0%, 15%, 20%)
債券・公社債投信	総合課税 (注2) (10~37%)	短期: 総合課税
デリバティブ取引 (注3)		(10~37%)

※ 譲渡所得(有価証券・土地等)の範囲内で**無期限**の損失繰越可能

フランス

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
株式・株式投信	分離課税 (注4) (12.8%)	分離課税 (注4) (12.8%)
債券・公社債投信	分離課税 (注4) (12.8%)	分離課税 (注4) (12.8%)
デリバティブ取引	分離課税(12.8%) (注4)	

※ 譲渡所得(有価証券等)の範囲内で**10年間**の損失繰越可能

- (注1) 総合課税(5~45%)も選択可能。※復興特別所得税(0.315%)を含む。
 (注2) 年間3,000ドルを上限に配当、利子、給与等の通常所得と通算可能。
 (注3) 米国内国歳入法1256条で規定されている上場デリバティブ取引等における損益については、それ以外のデリバティブ取引と異なり、実際の保有期間にかかわらず、40%を短期、60%を長期として取り扱う。
 (注4) 総合課税(0%~45%)も選択可能。
 (注5) 譲渡益・配当・利子の合計から801ユーロ(夫婦合算申告の場合は1,602ユーロ)の定額控除が可能。
 (注6) (税收確保のため、)株式に関する譲渡損は株式の譲渡益のみ、デリバティブ取引の損失はデリバティブ取引の利益のみと通算可能。

2. デリバティブマーケットの状況

我が国におけるデリバティブ取引(市場・店頭)の市場規模 (残高ベース)

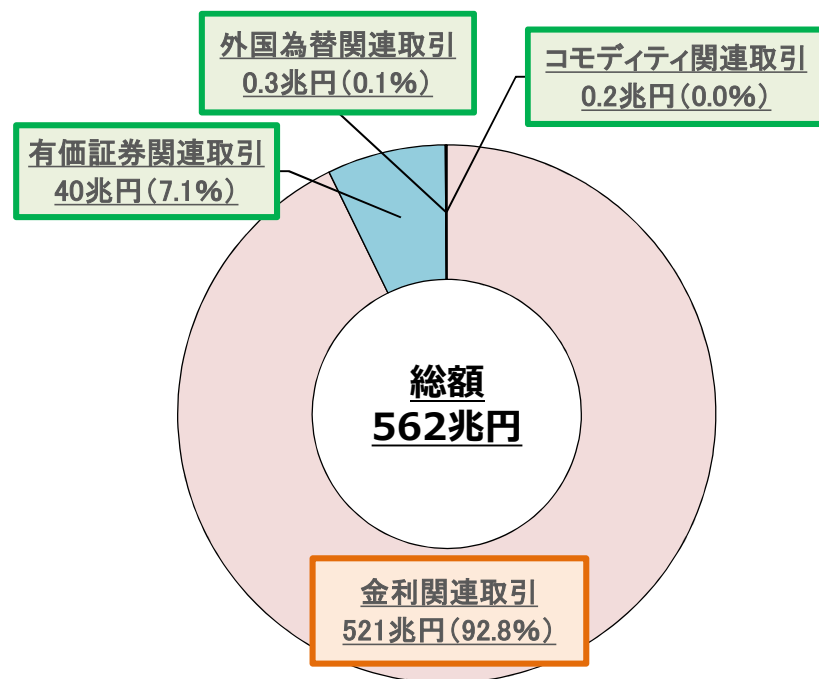


: 個人による取引が相応にある取引

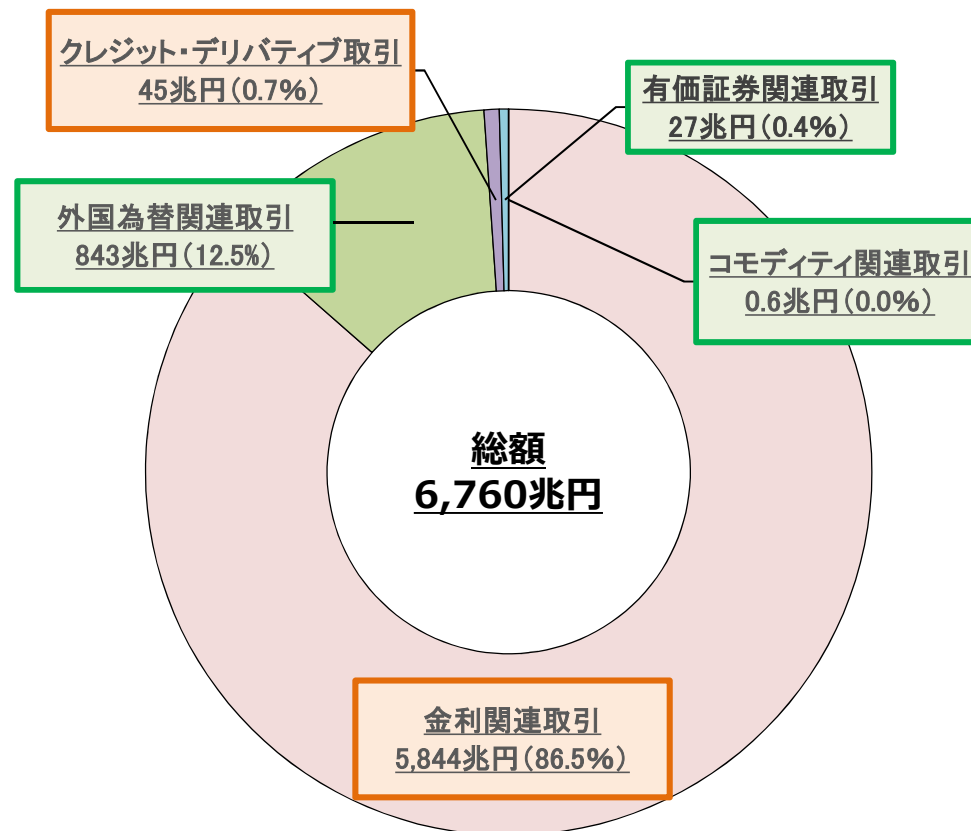


: 金融機関等による取引が大半な取引

市場デリバティブ取引



店頭デリバティブ取引



【出所】 日本銀行：「デリバティブ取引に関する定例市場報告（2019年12月末）」。（想定元本ベース：1ドル＝109円で換算）

※ 報告対象金融機関相互の取引の二重計上を調整していない。

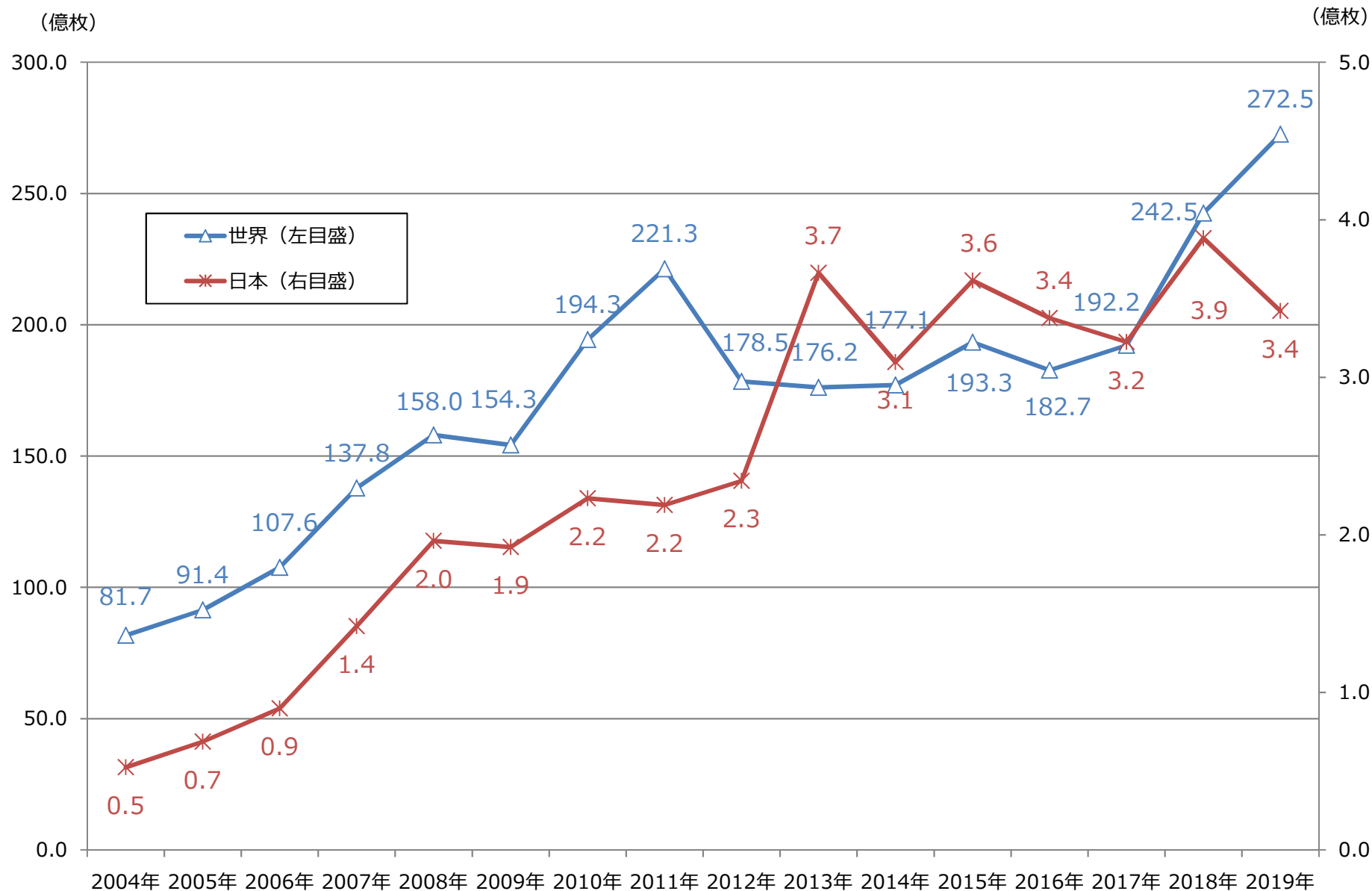
※ 兆円未満の取引区分は表示していない。

個人が取引している主なデリバティブの商品内訳

	区分	取引所	主な商品
市 場	有価証券関連	JPX(OSE)	日経225(mini)先物・オプション、(ミニ)TOPIX先物
		TFX	くりっく株365
	外国為替	TFX	くりっく365(取引所FX)
	コモディティ	JPX(OSE、TOCOM) 堂島	金先物、原油先物、米先物
店 頭	有価証券関連	—	日経225等(CFD取引)
	外国為替	—	店頭FX
	コモディティ	—	金先物、原油先物

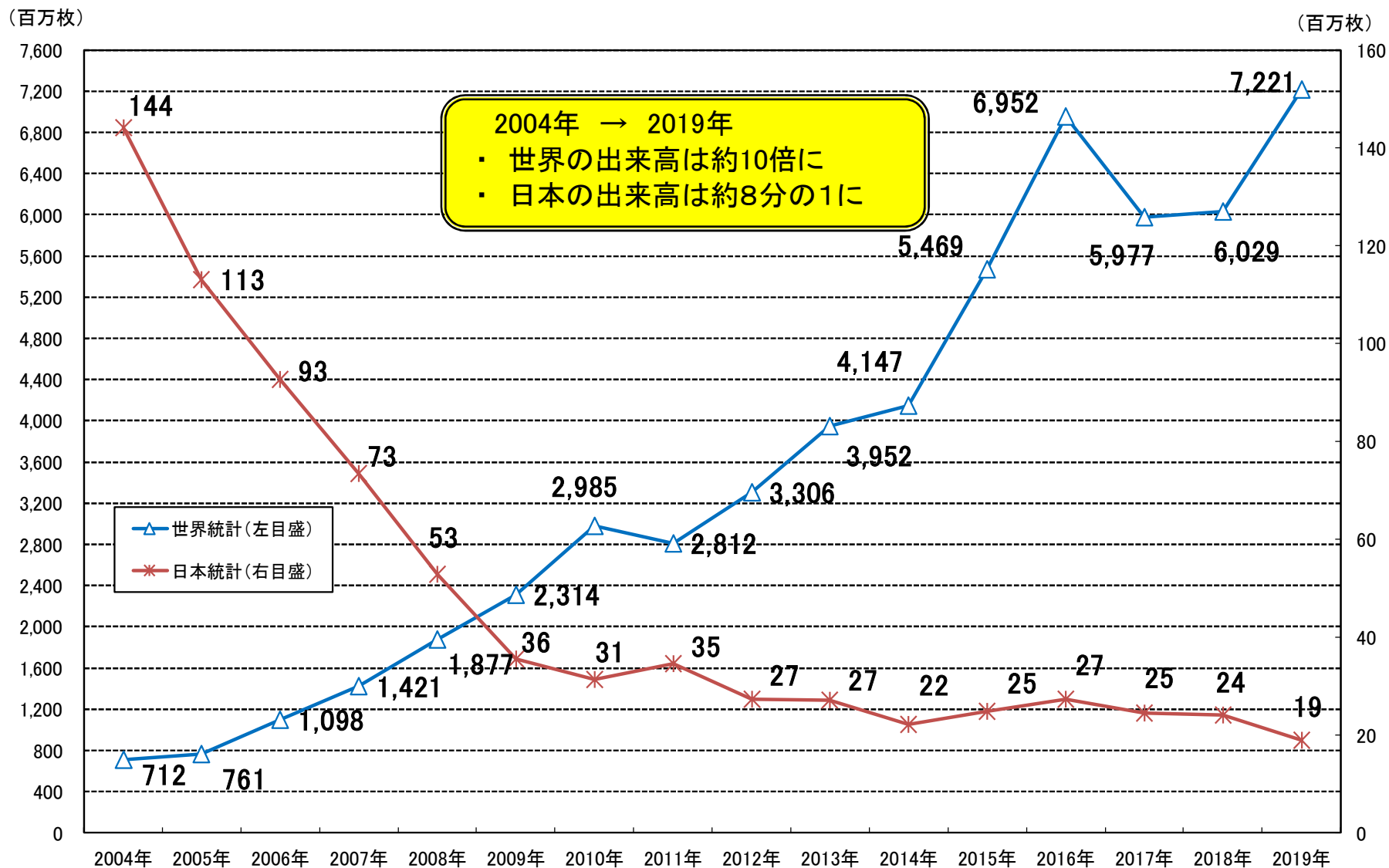
※CFD: Contract For Difference 差金決済取引

有価証券デリバティブ市場の出来高の推移



(出所) FIA
(注) 年間値

商品デリバティブ市場の出来高の推移

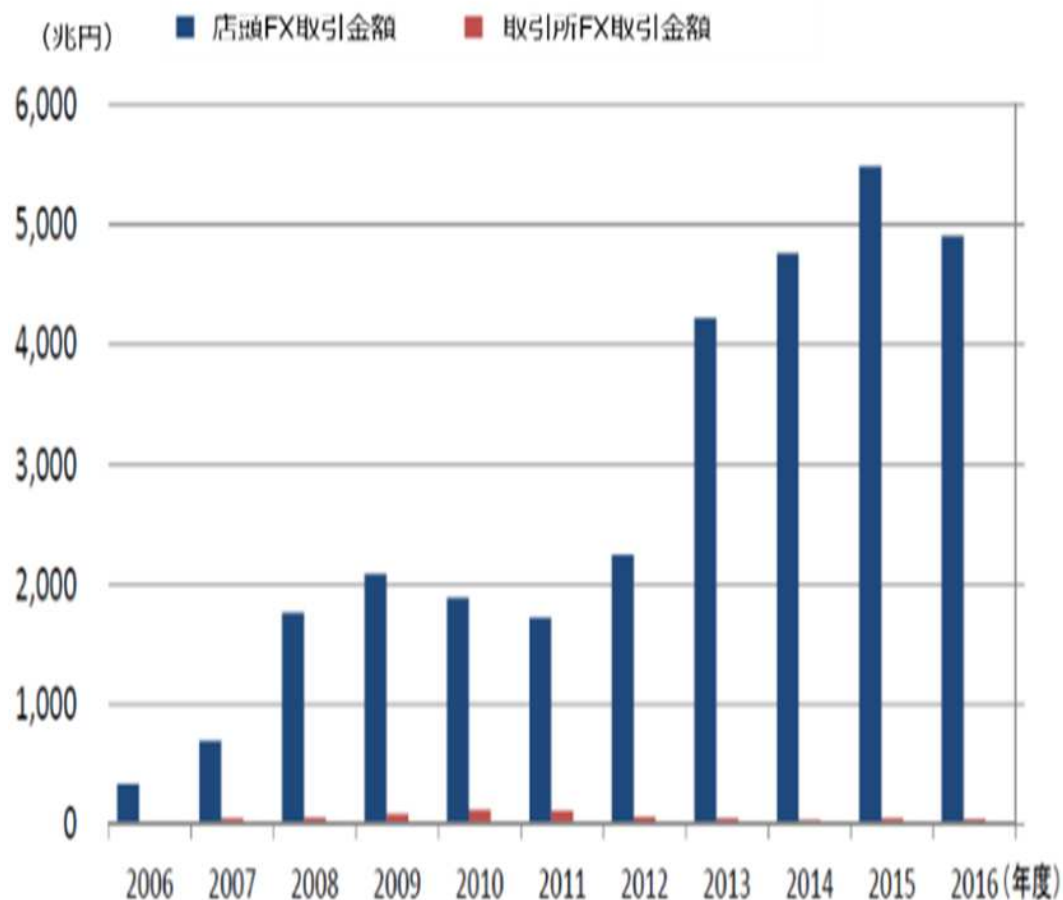


(出所)世界：FIA、日本：日本商品清算機構

(注) 年間値

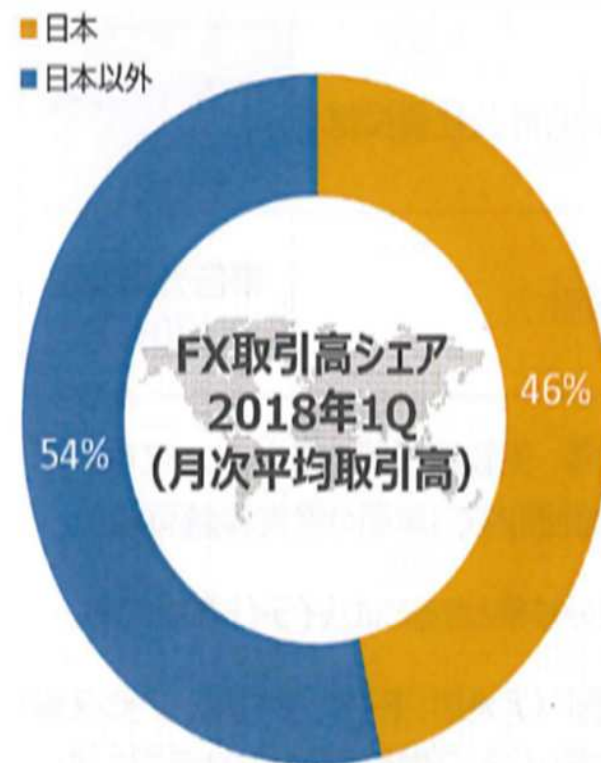
外国為替証拠金取引の状況

外国為替証拠金取引（FX）の取引金額の推移



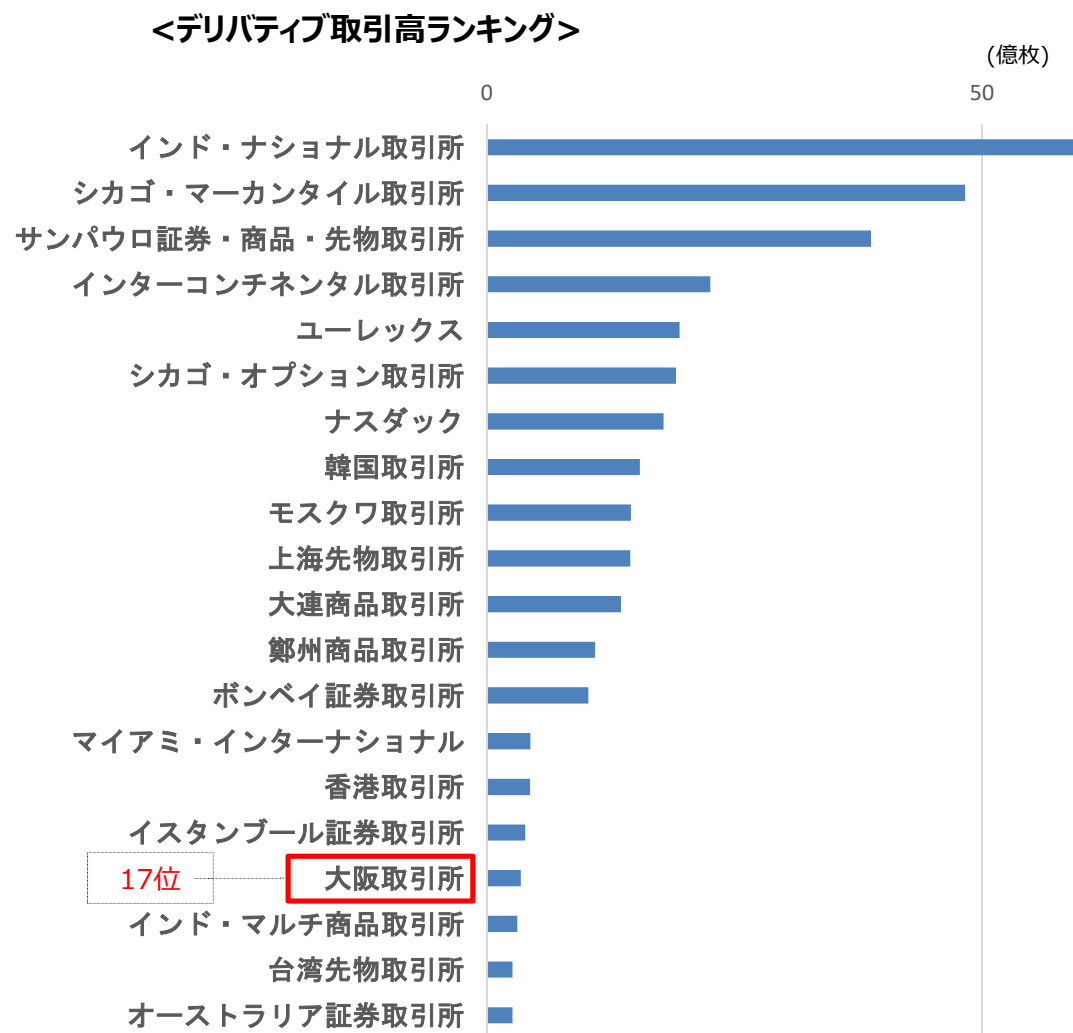
(資料) 金融先物取引業協会、日本取引所グループの公表データ、
東京金融取引所から提供されたデータより金融庁作成

店頭FX取引高の全世界シェア



Finance Magnates発刊レポート(Q1 2018), 月次平均取引高より

デリバティブ取引高ランキング



東京金融取引所 0.3億枚(32位)

東京商品取引所 0.2億枚(34位)

(出所) Futures Industry Association (FIA)

* 2019年1月～12月の合計

総合取引所実現までの経緯

平成19年 6月

総合取引所構想が盛り込まれた「経済財政改革の基本方針2007」閣議決定。

平成24年 2月

金融庁・経産省・農水省が「総合的な取引所検討チーム 取りまとめ」を公表。

平成24年9月

総合取引所の創設を可能とするよう金融商品取引法を改正。

平成25年1月

与党税制改正大綱において「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、対象に公社債等を含める今回の改正を踏まえつつ、総合的な取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する」との記載。

平成30年10月

規制改革推進会議にて、総合取引所の実現が「緊急に取り組むべき事項」の一つとされる。

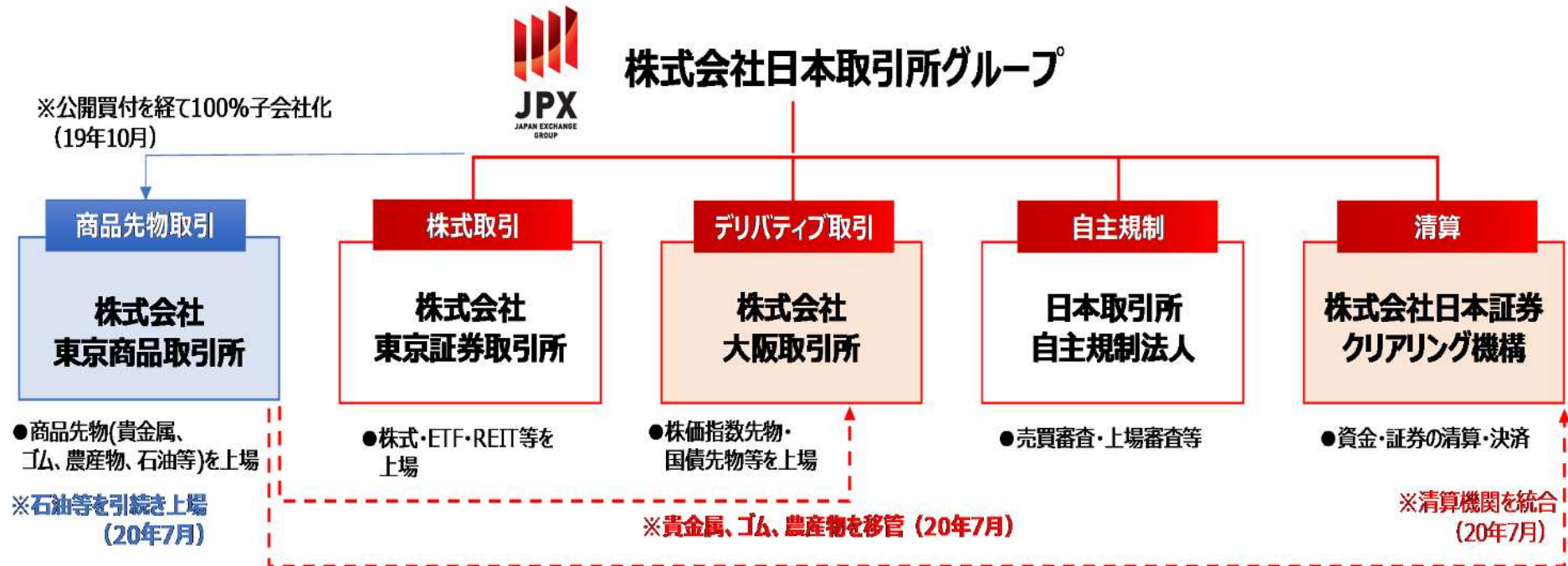
平成31年 3月

日本取引所グループと東京商品取引所が、金融商品に加えコモディティ（具体的には貴金属、ゴム、農産物、石油等をいう。）のデリバティブを取り扱う「総合取引所」の実現に向けた基本合意を締結。

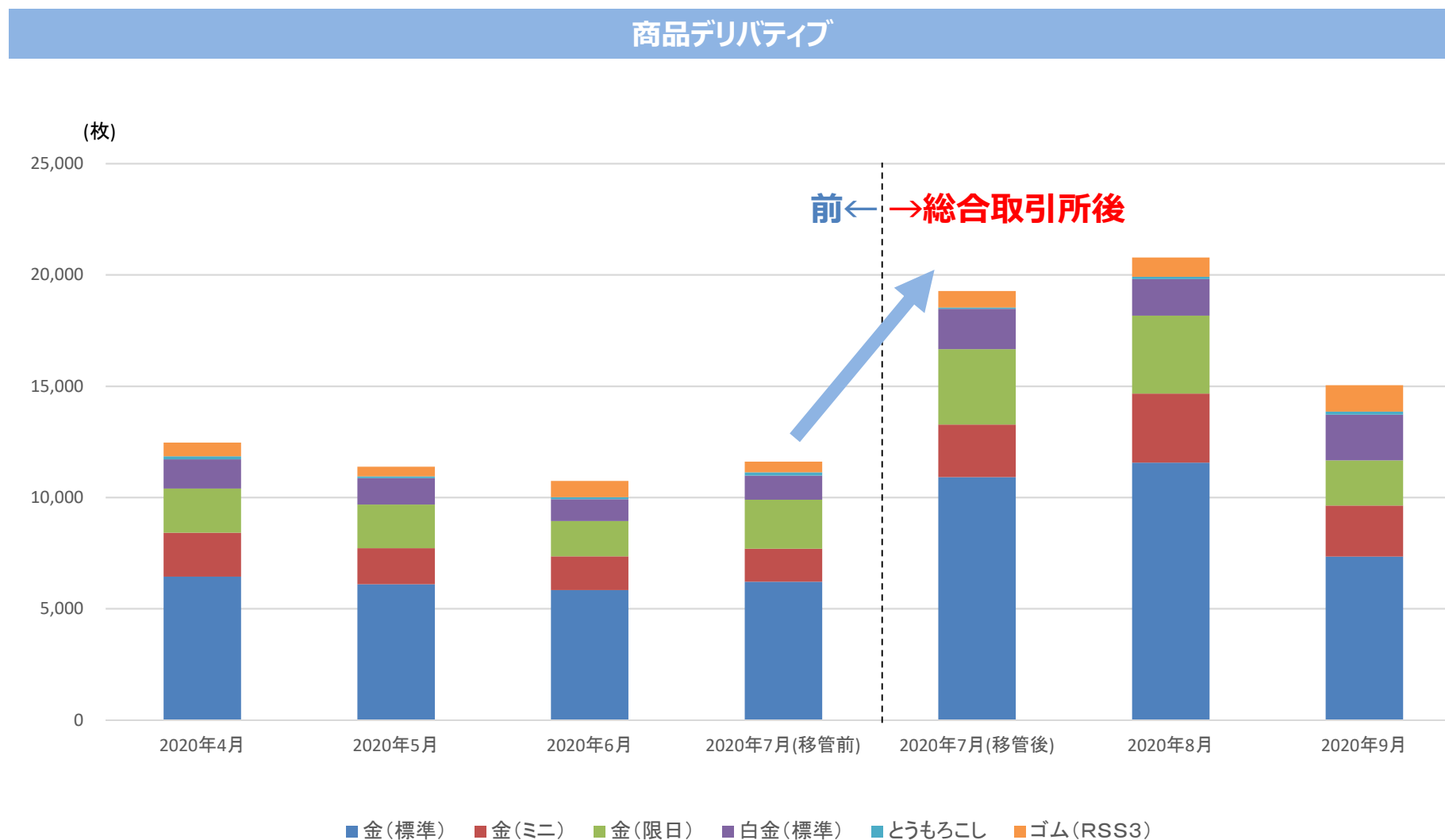
令和 2年 7月

東京商品取引所で取引される商品デリバティブ取引のうち、貴金属・ゴム・農産物関連の商品を大阪取引所に移管。

日本取引所グループの組織図（総合取引所実現後）



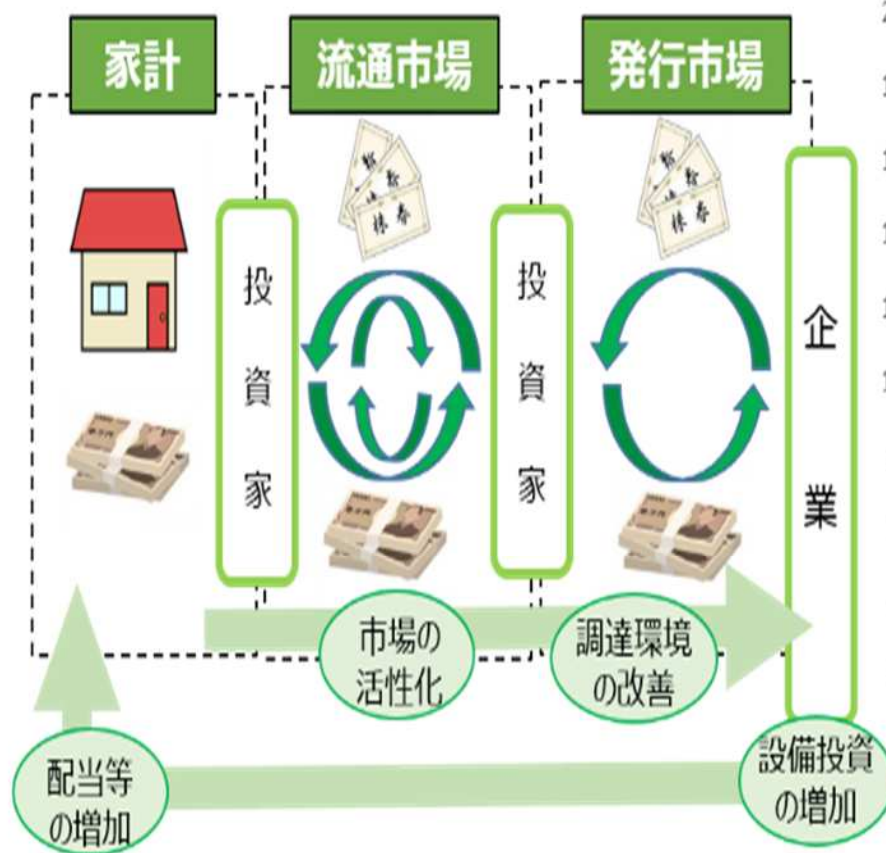
総合取引所の実現前後のデリバティブ取引量の推移（個人投資家）



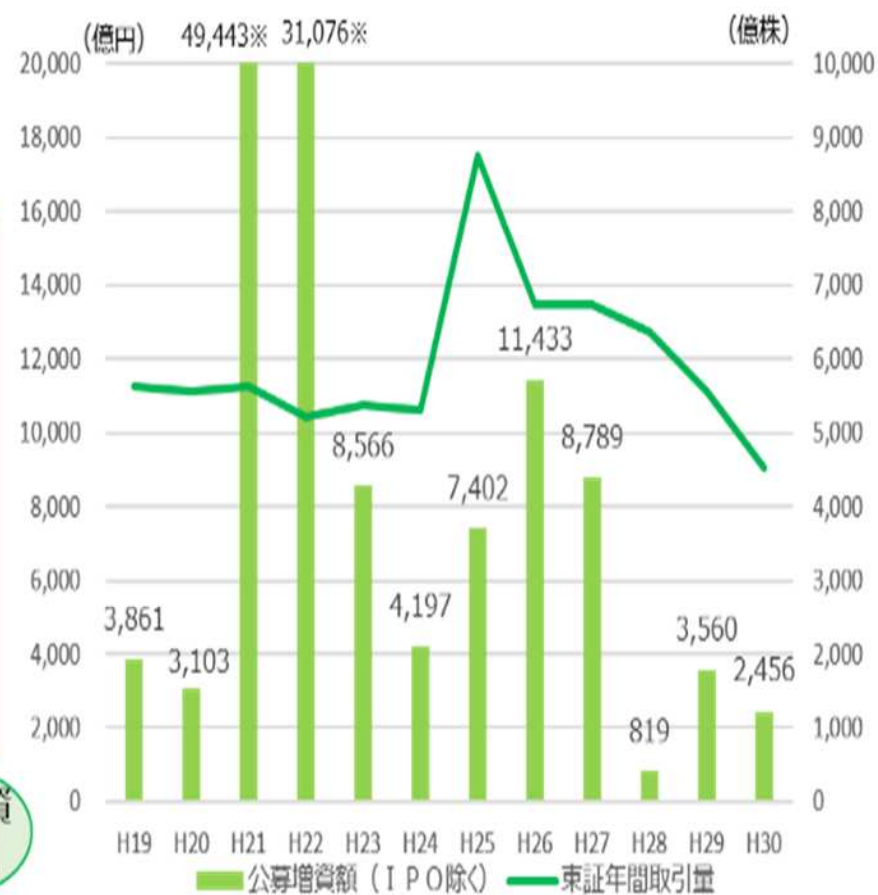
3. デリバティブマーケットの活性化

リスクマネーと株式市場の関係等

株式市場とリスクマネーの関係



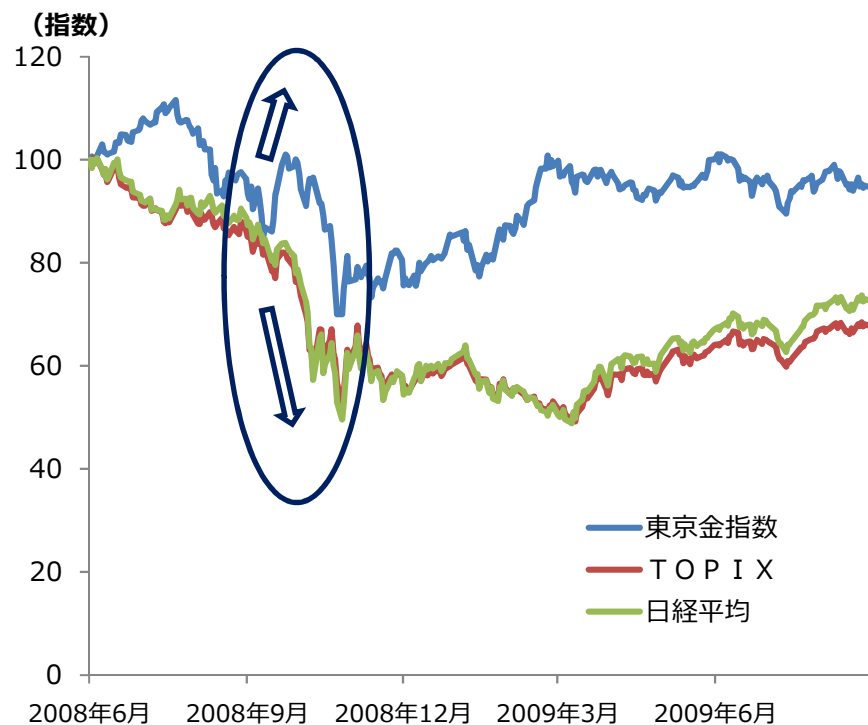
東証における公募増資額と年間取引量



※リーマンショック (H20) 後、財務基盤の立て直しのため、大企業等の公募増資が増加。

デリバティブ取引の有効性①（ヘッジニーズ）

分散投資のメリット（リーマンショック時）



※2008年6月2日（月）の価格を100としたもの。

※2008年9月15日 リーマンショック。

損益通算による投資リスクの軽減

【例】

- ①利益が100又は損失が▲80となる確率がそれぞれ50%の株式に投資
- ②損失発生時に備え、株式と逆相関の先物取引に対し、利益が40又は損失が▲40となるようにヘッジ（デリバティブ取引を利用すれば、少ない資金でヘッジが可能）
- ③税率は20%

〔株式の損失が▲80となった場合〕

損益通算なし（現行）		損益通算あり	
株式	▲80	株式	▲80
ヘッジ取引	40	ヘッジ取引	40
課税所得	40	課税所得	0
税金(20%)	▲8	税金(20%)	0
税引後損益	▲48	税引後損益	▲40

損益通算により、投資リスクが軽減

デリバティブ取引の有効性②（ポートフォリオ理論）

分散投資による効果の検証

- ポートフォリオ理論（次項参照）に基づき、分散投資による効果（シャープレシオの改善）の検証を行った結果、投資できる資産を増やしていくことで、各資産にバランスよく投資することでき、リスクを小さく、リターンを大きくしていくことが可能（分散投資がシャープレシオ（リターン/リスク）の改善に寄与）。

◆ 各投資シナリオの具体的内容

（前提）

- ・ 2009年1月初から2020年12月末までを対象期間とする。
- ・ 投資対象資産は、TOPIX、金標準先物、ゴム（RSS3号）先物、プラツドバイ原油先物とする。

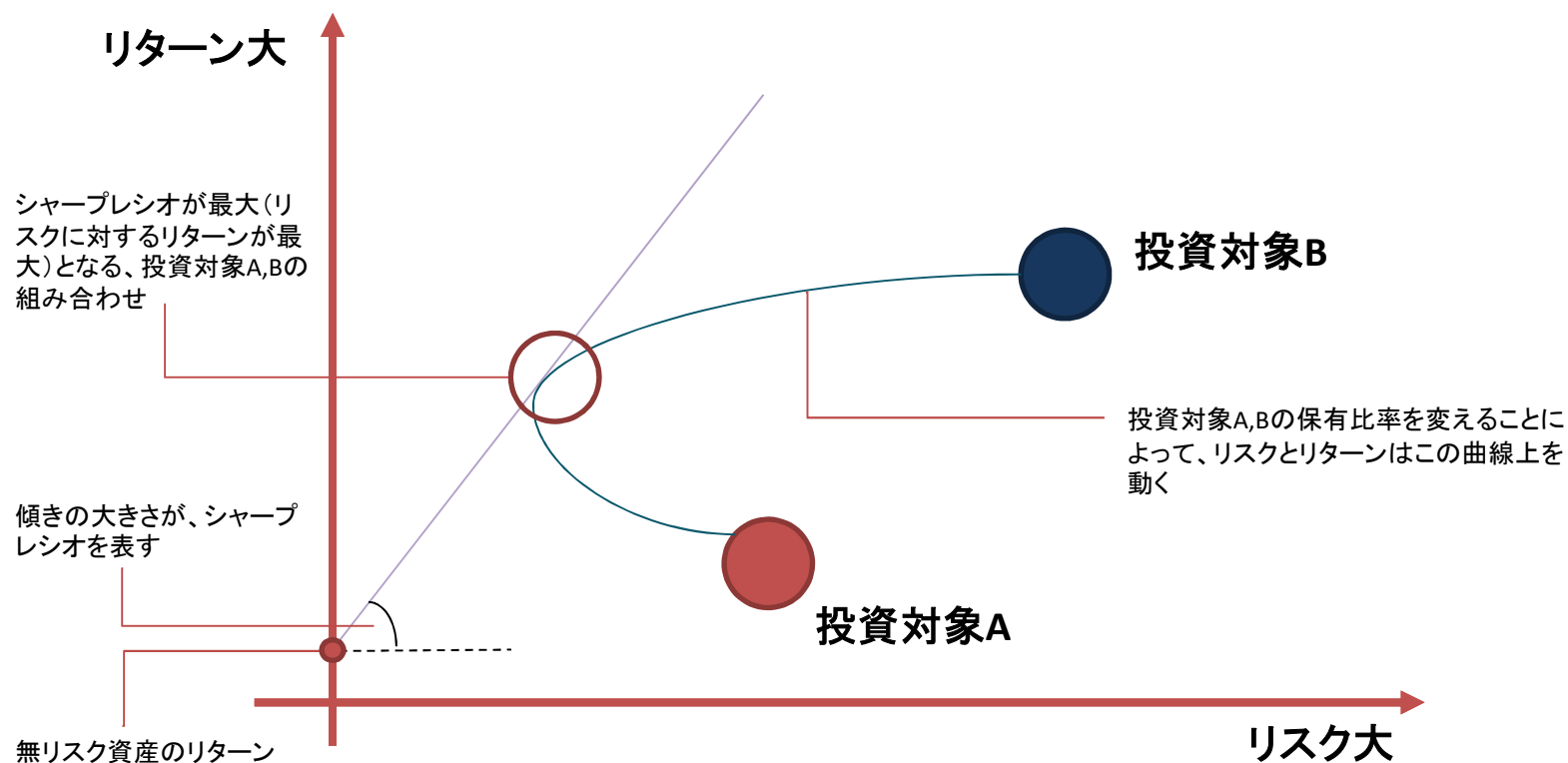
投資シナリオ	
TOPIX	TOPIXのみに投資を行ったとき、最小のリスク（ σ ）とリターンを計算
+ 原油	TOPIXと原油に投資を行ったとき、最小のリスク（ σ ）とリターンを計算
+ 原油 + 金	TOPIXと原油と金に投資を行ったとき、最小のリスク（ σ ）とリターンを計算
+ 原油 + 金 + ゴム	投資対象に制約を設けず、最小のリスク（ σ ）とリターンを計算

◆ 各投資シナリオの結果

商品	TOPIXのみ	TOPIX+原油	TOPIX+原油+金	TOPIX+原油+金+ゴム
TOPIX	100.00%	72.21%	34.46%	46.29%
原油	0.00%	27.79%	22.17%	9.45%
金	0.00%	0.00%	43.37%	23.24%
ゴム	0.00%	0.00%	0.00%	21.02%
リターン（A）	6.21%	5.14%	5.96%	5.97%
リスク（B）	17.16%	12.77%	11.42%	9.71%
シャープレシオ （A）/（B）	0.36	0.40	0.52	0.61

(参考) ポートフォリオ理論について

- リスク (σ) とリターンが異なる投資対象を、最適な比率で組み合わせることで、シャープレシオを最大化 (リスクに対するリターンを最大化) できる。
 - 投資対象が増えるほど、シャープレシオをより高めることが可能 (分散投資効果) 。
- ⇒ リスクとリターンが異なると想定される商品をポートフォリオに組み入れることで、投資結果の向上が期待できる



4. 租税回避防止策について

金融所得課税における租税回避行為

租税回避行為には、①**所得分類・源泉地の変更**、②**通謀による所得操作**、③**課税繰延**という方法が考えられる。

① 所得分類・源泉地の変更

所得分類・源泉地の変更が可能な**スワップ取引**については、**申告分離課税の対象外**となっていることで、租税回避行為を行うことは困難となっている。

② 通謀による所得操作

市場デリバティブ取引については、恣意的な価格決定が不可能であるため、通謀による所得操作を行うことは困難となっている。

③ 課税繰延

個人投資家の意図的な**ストラドル取引**については、租税回避が起こってしまうため、税制上、**特別な租税回避防止策が必要**。特に、デリバティブ取引を損益通算可能とした場合、利子・配当所得（経常所得）の課税が繰延べられ、毎年繰り返すことで租税回避が長期間起こることが大きな問題となる。



「ストラドル取引による課税繰延」に対する租税回避防止策の導入の検討が必要。

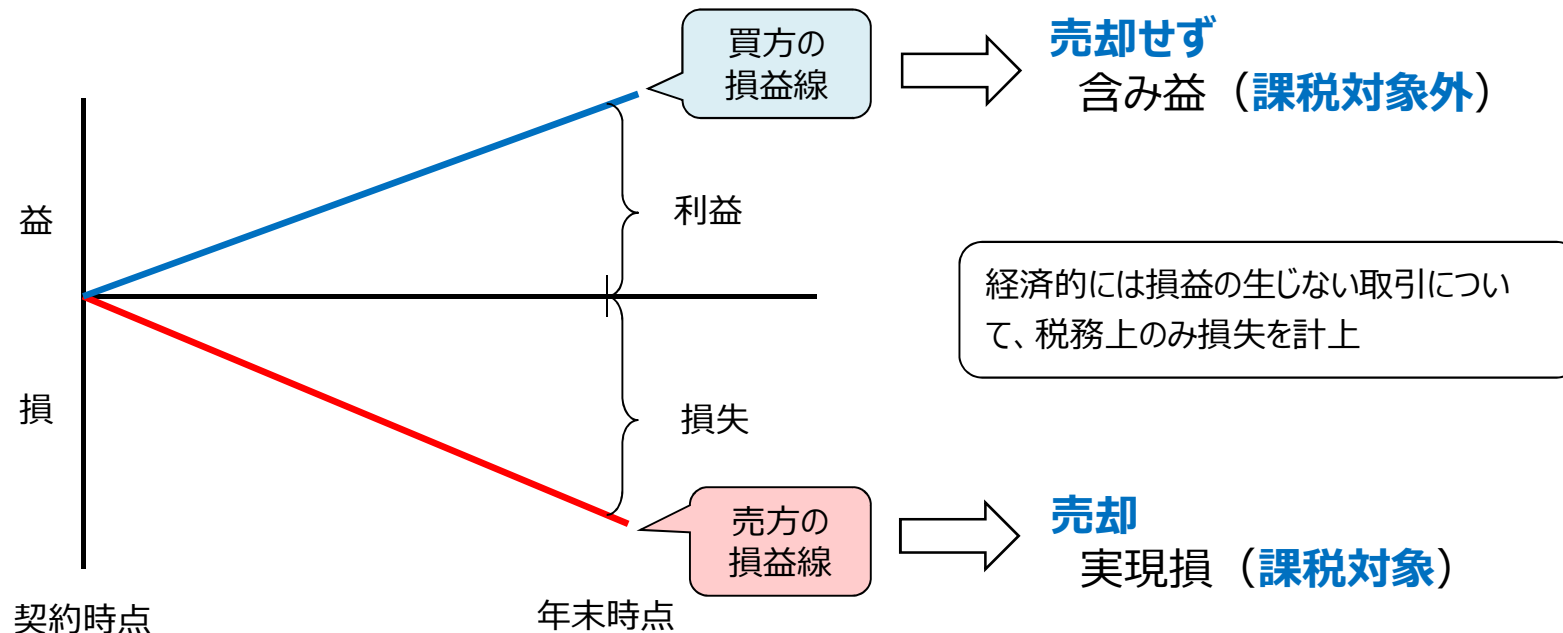
租税回避行為（ストラドル取引）

【租税回避行為の具体的な例】

デリバティブ取引は、現物よりも少ない資金でリスクヘッジが可能な反面、租税回避行為にも利用されるおそれがあるのではないかと指摘。

- 1 デリバティブ取引の「買い」と「売り」を両建てで取引。
- 2 株式譲渡益が多額に発生した年の年末に、両建てのうち損失のあった方だけを売却することで**実現損を発生**させ、**株式譲渡益と通算**。

⇒ 実質的な損益が生じないにも関わらず、課税の繰延べを行うことが可能（**ストラドルと呼ばれる手法**）。



※米国では、**簡便的な租税回避防止策**として、一定のデリバティブ取引への**時価評価課税**を1981年に導入。

諸外国における租税回避防止策

米国

- 経済的実質の法理（Economic substance doctrine）：
取引が経済的実質を有していない又は事業目的を欠いている場合、対象取引の租税上の便益は否認される。
- ストラドル・ルール（簡便法として時価評価課税）（次項参照）

英国

- **キャピタル・ロスの制限**（Restriction on allowable losses）：
主として租税回避を目的とするスキームや取引から直接または間接に生じるキャピタルロス（譲渡損失）については、譲渡益との相殺が認められない。
（注１）金融資産のみならず、不動産などの他の資産を処分した場合も含め、譲渡損失一般に係るもの。
「主として租税回避を目的としているか」については、税務当局により、諸般の事情を勘案して総合的に判断される。

ドイツ

- **節税スキームの濫用防止**（Abuse of tax planning schemes）：
納税者又は第三者が税法の意図しない税務上のメリットを享受できるような、不適切なスキームが利用された場合は、適切なスキームに引き直して課税する。
（注２）金融取引や譲渡損失に限られない、一般的な租税回避防止規定。

（参考）租税回避防止ルールのタイプに関する整理

	メリット	デメリット
一般否認規定	社会の変化に柔軟な対応が可能となり、税務当局は税を捕捉しやすくなる	抽象的な規定となるため、 納税者の予見可能性が低下し、取引が委縮 するおそれ
対象となる取引等を限定した租税回避防止規定	納税者の予見可能性が高まり、 取引の安定性が保たれる	新しい取引類型が出てきた場合、規定の整備が必要となる場合も

米国におけるストラドル・ルールについて

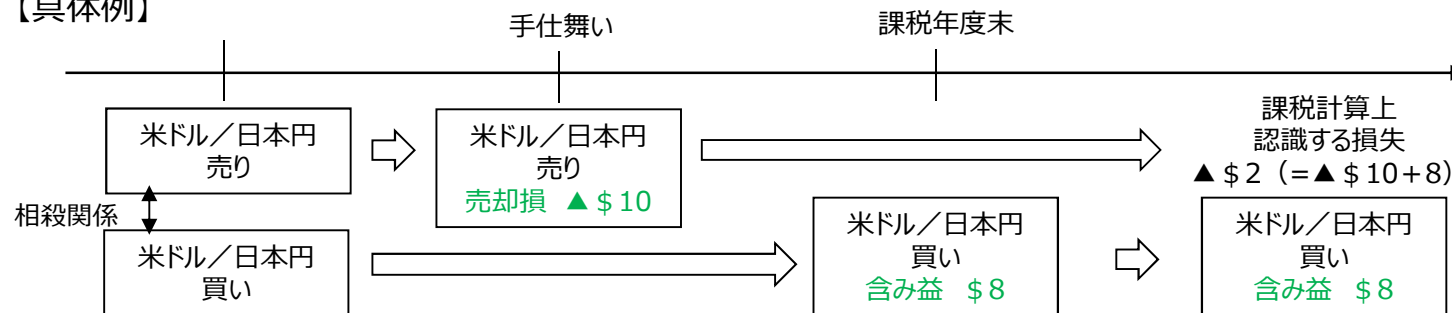
概要

損失の操作による**課税繰延べを防止**することを目的に、**ストラドル・ルール**(米国内国歳入法第1092条)を導入。市場デリバティブ取引等については、**簡便法**として、**時価評価課税**(同法1256条)を導入。

ストラドル・ルール

相反する値動きをする2つのポジションを有する場合、**含み益を超える損失のみ**当年度で**認識**。繰り延べられた損失は、ポジションが解消された翌年以降の課税年度に認識。

【具体例】



簡便法 時価評価課税

相反する値動きをする2つのポジションを申告の都度、個人投資家が判断することが困難なため、シカゴマーカントイル取引所などの取引については、**簡便法**として**時価評価課税が導入（1981年）**。課税年度末に決済されていないデリバティブ取引がある場合、当該時点の時価で決済されたものとして、税務上の含み損益を認識。

【上記の具体例の場合】

課税年度末において、▲\$2 (=▲\$10+\$8) を課税計算上で認識